

富士市神戸まちづくりセンター指定管理者候補者の審査結果について

富士市神戸まちづくりセンターの設置目的を十分に理解し、公正かつ適正で、より効果的・効率的に管理運営を行うことができる指定管理者について、審査項目に基づき厳正に審査した結果、次のとおり候補者を選定しました。

1 施設の概要

施 設 の 名 称	富士市神戸まちづくりセンター
設 置 目 的	地区住民による主体的なまちづくりを支援し、市民に密着した行政サービスの充実を図り、地区住民と行政の協働によるまちづくりを進めることを目的とする。
所 在 地	富士市さんどまき 1 4 2 番地
施 設 概 要	(1) 構造 鉄筋コンクリート 2 階建 (2) 面積 敷地面積 3, 4 8 0. 6 6 m ² 延べ床面積 5 7 9. 9 2 m ² (1 階 316. 84 m ² 、2 階 263. 08 m ²)
施 設 構 成	(1) センター棟 (2) 駐輪場 (3) 駐車場 (4) センター倉庫 (5) 防災倉庫
竣 工 年 月 日	平成 7 年 3 月 1 5 日

2 指定管理者候補者の選定方法

指定管理者となる団体の妥当性を判断するため、外部有識者等からなる「富士市市民交流施設指定管理者選定評価委員会」において、書類審査、プレゼンテーション審査及び質疑応答により、総合的に評価・選定を行いました。

3 指定管理者選定評価委員会による審査

委 員 会 の 開 催	第 1 回 選定評価委員会 令和 6 年 7 月 2 2 日 (月) 第 2 回 選定評価委員会 令和 6 年 9 月 1 1 日 (水) 第 3 回 選定評価委員会 令和 6 年 9 月 1 3 日 (金)
委 員 構 成	委員長 石川 雅典 (常葉大学社会環境学部教授) 委 員 水本 吉昭 (富士商工会議所特任参事) 委 員 毛涯 晋 (富士市町内会連合会副会長) 委 員 篠原 丈治 (公認会計士) 委 員 勝又 洋 (清水銀行理事富士支店長)
申 請 者	一般社団法人 神戸地区まちづくり協議会

選定に当たって重視する事項	地区住民による主体的なまちづくりを支援し、市民に密着した行政サービスの充実を図り、地区住民と行政の協働によるまちづくりを進めるといふ施設の設置目的を十分に理解し、公正かつ適正な管理運営を効果的、効率的に行うことができること。																									
指定管理者に求めるレベル	・ 指定期間における目標及び達成に向けた考え方を有していること。 ・ 地域住民の発想による新たなまちづくり活動に関して相談体制、支援体制を有していること。 ・ 地域コミュニティが継続していくためのまちづくり活動の推進に関する提案事項を持っていること。 ・ 施設の目的等を踏まえた、提案事業及び自主事業についての提案を有し、利用者からの意見を受入れ改善等を検討する方策を持っていること。 ・ 利用者が安心・安全に施設を利用するため、安全を確保する日常点検や警備、衛生管理のための施設の清掃等を行う能力を有していること。 ・ 施設を管理運営するための組織体系及び人員配置計画を有していること。 ・ 安定した事業運営のための収支計画を持っていること。																									
審査項目及び配点	上記「重視する事項」及び「指定管理者に求めるレベル」の充足度を総合的に評価するため、以下のとおり審査項目及び配点を設定しました。 <table><tr><th>大項目</th><th>審査項目</th><th>配点</th></tr><tr><td rowspan="5">指定管理に係る基本方針 (配点 40点)</td><td>事業への参加動機、意欲</td><td>5点</td></tr><tr><td>施設の意義や目的を踏まえた指定管理の取組方針</td><td>5点</td></tr><tr><td>指定管理期間における目標及び達成に向けた考え方</td><td>10点</td></tr><tr><td>まちづくり活動に関する相談支援体制</td><td>10点</td></tr><tr><td>まちづくり活動の推進に関する提案事項</td><td>10点</td></tr><tr><td rowspan="5">運営管理業務に関すること (配点 30点)</td><td>基本的な運営内容</td><td>5点</td></tr><tr><td>市民サービスの向上策</td><td>5点</td></tr><tr><td>利用者とのトラブルへの対応方法</td><td>5点</td></tr><tr><td>P R 活動の方策</td><td>5点</td></tr><tr><td>提案事業及び自主事業などに係る提案事項</td><td>10点</td></tr></table>	大項目	審査項目	配点	指定管理に係る基本方針 (配点 40点)	事業への参加動機、意欲	5点	施設の意義や目的を踏まえた指定管理の取組方針	5点	指定管理期間における目標及び達成に向けた考え方	10点	まちづくり活動に関する相談支援体制	10点	まちづくり活動の推進に関する提案事項	10点	運営管理業務に関すること (配点 30点)	基本的な運営内容	5点	市民サービスの向上策	5点	利用者とのトラブルへの対応方法	5点	P R 活動の方策	5点	提案事業及び自主事業などに係る提案事項	10点
大項目	審査項目	配点																								
指定管理に係る基本方針 (配点 40点)	事業への参加動機、意欲	5点																								
	施設の意義や目的を踏まえた指定管理の取組方針	5点																								
	指定管理期間における目標及び達成に向けた考え方	10点																								
	まちづくり活動に関する相談支援体制	10点																								
	まちづくり活動の推進に関する提案事項	10点																								
運営管理業務に関すること (配点 30点)	基本的な運営内容	5点																								
	市民サービスの向上策	5点																								
	利用者とのトラブルへの対応方法	5点																								
	P R 活動の方策	5点																								
	提案事業及び自主事業などに係る提案事項	10点																								

審 査 項 目 及 び 配 点	維持管理業務に 関すること (配点 10点)	施設利用者の安全確保及び衛生管理 に關すること	5 点
		施設の維持保全など円滑な運営に 關すること	5 点
	業務の実施体制に 關すること (配点 15点)	適切な管理運営のための組織体系及 び人員体制	5 点
		人材育成の考え方	5 点
		リスクマネジメントの考え方	5 点
	収支に關すること (配点 5点)	指定期間における収支見込	5 点
	合 計		100 点
審 査 結 果	1 項目ごとの評価 項目ごとに評価点を設定し、採点を行いました。 指定管理者候補者に選定された事業者に対する評価の概要は次の とおりです。		
	(1) 指定管理に係る基本方針について（40点中25．2点） ・公の事業に携わるという意識を持ち、持続可能な地域づくりの推 進等指定管理施設の管理を行うにあたっての意欲を十分に有し、 住民のためのサービスを提供する意欲がうかがえたという点で、 求めるレベルを満たしているとの評価を受けました。 ・「ご意見箱」の設置を行い、丁寧に住民の意見を拾い上げる姿勢が 見られ、積極的に地区の課題を把握するための方策を持っている 点で、求めるレベルを満たしているとの評価を受けました。 ・三世代交流や地域コミュニティづくりのためのイベントの企画等、 具体的な課題解決策及び目標達成方策が示されている点で、求め るレベルを満たしているとの評価を受けました。		
	(2) 運営管理業務に關することについて（30点中18．4点） ・利用者とのトラブルの対処法について、緊急時等、事例ごとのト ラブル対処体制が構築できている点で、求めるレベルを満たして いるとの評価を受けました。 ・基本的な施設の運営管理業務の実施について、市の示すマニユア ル等に基づく適切な考え方や実施計画が示されている点で、求め るレベルを満たしているとの評価を受けました。 ・部屋の利用促進のための講座や展示等、住民のニーズと参加者増 加を目指した事業内容が策定されている点、SNSにて住民がイ ベントを認識する機会の増加を図る方策が強化されている点で、 求めるレベルを満たしているとの評価を受けました。		

審 査 結 果	(3) 維持管理業務に関することについて（１０点中６点） ・利用者が安心・安全に施設を利用するための警備、衛生管理のための清掃等、具体的な方策について示されており、求めるレベルを満たしているとの評価を受けました。 ・施設の保守・修繕について施設の機能を健全に維持するための日常点検等、具体的な方策が提案されており、求めるレベルを満たしているとの評価を受けました。
	(4) 業務の実施体制に関することについて（１５点中９．２点） ・施設の運営管理業務を適切に行う人員体制が整っている点で、求めるレベルを満たしているとの評価を受けました。 ・職員の質的向上を目指す基本研修について、業務研修等必要な研修が具体的に示されている点で、求めるレベルを満たしているとの評価を受けました。 ・施設利用者の安全を守るための防犯・防災対策の具体的な方策、事故発生時の対応策などが適切なものとなっている点で、求めるレベルを満たしているとの評価を受けました。
	(5) 収支に関することについて（５点中３点） ・各業務を遂行するにあたり、必要となる経費が適正に計上されており、また、収支のバランスがとれている点で、求めるレベルを満たしているとの評価を受けました。
	２ 最終的な審査結果 合計得点が評価基準点（６０点）を上回り、指定管理者候補者としての適格性を有すると認められたため、指定管理者候補者として決定しました。
評 価 点	６１．８点